

## ○真鶴町有土地貸付条例

昭和35年6月18日

条例第6号

第1条 真鶴町有土地（以下「町有地」という。）の貸付は、法令その他別段の定めがあるものを除く外、この条例の定めるところによる。

第2条 真鶴町に在住する者、又は特に貸付を適当と認める者は、町有地の貸付を申請することができる。但し、特別の事由により貸付を適当と認める者の範囲については、別に規則で定める。

第3条 貸付の種別は、次のとおりとし、貸付期間はそれぞれ6年以内とする。但し、特別の事由があるときはこの限りでない。

- (1) 宅地
- (2) 山林
- (3) 石丁場
- (4) その他

2 前項の種別は、土地台帳又は現況によらず使用目的に従って決定する。

3 第1項の貸付期間は申請に基き更新することができる。

第4条 貸付の申請があったときは、町長は許可不許可及び貸付期間並びに等級を決定しなければならない。

第5条 次の各号の一に該当するときは、貸付を許可しない。

- (1) 町税その他公課金を常に滞納するもの
- (2) 公益を害するおそれのある施設をなすもの
- (3) 石丁場の貸付については自ら石材の採掘又は販売を業としないもの

第6条 貸付の許可を受けた者は、真鶴町に在住する者にして、町長が適当と認める保証人2名以上を立てなければならない。

2 保証人は、賃借人と連帯して一切の責任を負担する。

第7条 貸付を受けた者は、他に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

第8条 貸付を受けた者は、貸付地を使用目的以外に使用してはならない。

第9条 石丁場の貸付を受けた者は、採石に際し1回5キログラム以上の爆薬を使用して採石してはならない。但し、止むを得ず採石しようとするときは、予め附近の住民及び土地所有者の承諾を得た上、町長に申出で、許可を受けなければならない。

第10条 貸付を受けた者、次の各号の一に該当する場合は、町長は、貸付の全部又は一部を解除し、貸付地の返還を命ずることができる。この場合賃借人に損害が生じても、町は、その賠償の責任を負わない。

- (1) この条例又は別に締結する賃貸借契約の条項に違反したとき。
- (2) 町長の承認を得ずして貸付地を6ヶ月以上使用しないとき。
- (3) 石丁場賃借人が死亡したとき又は石材の採掘或は販売を業としなくなったとき。  
但し、死亡者と生計を一にしていた家族が、引き続き死亡者の権利義務一切を承継して、業を営むときはこの限りでない。
- (4) 賃貸料金、町税その他公課金を滞納したとき。
- (5) 公益上必要があるとき。

第11条 賃貸料金は、町長が別に規則で定めた額とし、町長の指定した期日に納入する。

第12条 既納の賃貸料金は返還しない。但し、第10条第5号の場合は、月割により還付する。この場合経過期間に1月未満の端数が生じたときは1月とする。

第13条 山林として、貸付た土地を、貸借人の都合又は第10条第5号の規定により返還しようとする場合、貸借人が植栽した樹木の買取りを希望するときは、町長が適当と認める価格をもって、買い取ることができる。

第14条 この条例施行について必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、昭和35年6月19日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に効力を有するものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例施行前に引き続き、町有土地の貸付を受けた者で、その賃借権を他に譲渡する必要が生じたときは、次の区分による期間内において、町長が特に適当と認める事由があるときに限り、第7条の規定にかかわらず賃借権の譲渡を許可することができる。
  - (1) 石丁場については、この条例施行の日から6年以内
  - (2) 山林については、町長が相当と認める期間内

#### 附 則（昭和39年6月19日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成元年7月12日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。